議第59号

京都市京北特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

京都市京北特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年2月19日提出

京都市長門川大作

京都市京北特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例 京都市京北特定環境保全公共下水道条例の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

京都市特定環境保全公共下水道条例

目次中「・第2条」を「~第3条」に,「第3条~第6条」を「第4条~ 第8条」に,「第7条~第12条」を「第9条~第14条」に,「第13条~第21 条」を「第15条~第27条」に,「第22条・第23条」を「第28条・第29条」に, 「第24条」を「第30条」に改める。

第1条第1項中「下水を」を「下水(雨水を除く。以下同じ。)を」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 特定環境保全公共下水道の名称は、次のとおりとする。
 - (1) 北部地域特定環境保全公共下水道(以下「北部地域下水道」という。)
 - (2) 京北特定環境保全公共下水道(以下「京北下水道」という。) 第24条を第30条とする。

第5章中第23条を第29条とする。

第22条中「第12条後段」を「第14条後段」に改め、同条を第28条とする。

第21条第1項中「480,000円」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 北部地域下水道 270,000円
- (2) 京北下水道 480,000円

第4章中第21条を第27条とし、第20条を第26条とし、第19条を第25条とする。 第18条中「第14条又は第15条」を「北部地域下水道にあっては第16条から 第18条まで及び第20条の規定、京北下水道にあっては第19条及び第20条」に 改め、同条に次の2項を加える。

- 2 1月の中途において、汚水の区分(共用装置の水に係る汚水以外の汚水 又は共用装置の水に係る汚水の別をいう。以下同じ。)に変更があったと きの北部地域下水道の1月に係る使用料の額は、当該1月のうち排除した 日数が多い汚水の区分(排除した日数が同じであるときは、変更後の汚水 の区分)に応じ、第16条から第18条まで及び第20条の規定により算定する。
- 3 第21条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行うこととしていた使用者について、2月の中途において汚水の排除をやめたときその他当該認定により難いときの使用料の額は、別に定める基準により算定する。 第18条を第24条とし、第17条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。 (北部地域下水道の2月の使用料の額)
- 第23条 市長は,第21条第5項の規定により北部地域下水道の2月の汚水排 出量の認定を行う場合は、当該2月の使用料の額を算定する。
- 2 第16条から第18条までの規定は、前項の規定により2月の使用料の額を算定する場合について準用する。この場合において、第16条第2項中「770円」とあるのは「1,540円」と、同条第3項中「別表第2」とあるのは「別表第6」と、第17条第2項中「770円」とあるのは「1,540円」と、同条第3項中「別表第3」とあるのは「別表第7」と、第18条第2項中「98円」とあるのは「196円」と、同条第3項中「別表第4」とあるのは「別表第8」と読み替えるものとする。

第16条第1項中「いう。)は、」の右に「北部地域下水道にあっては別に定めるところにより水道事業条例第16条第1項又は京都市地域水道の管理に関

する条例第13条第1項、京北下水道にあっては を加え、「その」を「それ ぞれの」に改め、同条第2項中「使用水量」の右に「(揚水量を含む。)」を 加え、同条に次の1項を加える。

5 市長は、北部地域下水道にあっては、2月(定例日の属する月の前々月 の定例日の翌日から当該定例日までの期間をいう。以下同じ。)の汚水排 出量の認定を行うことができる。

第16条を第21条とする。

第15条第1項前段中「前条」を「前4条」に改め、同条に次の1項を加え る。

4 前3項の規定にかかわらず、北部地域下水道の臨時使用に係る1月の使 用料の額は、そのつど別に定める額とする。

第15条を第20条とする。

第14条の見出し中「1月」を「京北下水道の1月」に改め、同条第1項前 段中「1月(定例日(使用者ごとに、あらかじめ市長が定める日の毎月の応 当日をいう。以下同じ。)の属する月の前月の定例日の翌日から当該定例日 までの期間をいう。以下同じ。) | を「京北下水道の1月 | に改め、同条第3 項中「別表第2 | を「別表第5 | に改め、同条を第19条とする。

第13条中「第7条前段」を「第9条第1項前段」に改め、「届け出た者」 の右に「及び汚水を許可排水施設を使用して特定環境保全公共下水道に排除 することにつき第12条第2項において準用する第9条第1項前段の規定によ り届け出た者|を加え、同条に次の1項を加える。

2 京都市水道事業条例 (以下「水道事業条例」という。) 第2条第2号に 規定する共用装置(以下「共用装置」という。)の水に係る汚水を排除す る使用者は、当該汚水に係る使用料について連帯して納入する義務を負う。 第13条を第15条とし、同条の次に次の見出し及び3条を加える。

(北部地域下水道の1月の使用料の額)

第16条 共用装置の水に係る汚水以外の汚水に係る北部地域下水道の1月

(定例日(使用者ごとに、あらかじめ市長が定める日の毎月の応当日をいう。以下同じ。)の属する月の前月の定例日の翌日から当該定例日までの期間をいう。以下同じ。)の使用料の額は、次項に規定する基本使用料の額及び第3項に規定する従量使用料の額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 1月の基本使用料は、770円とする。
- 3 1月の従量使用料は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別 汚水であるときは、当該汚水に係る同項に規定する使用料の額の3倍に相 当する金額以下で、別に定める基準により計算して得た額を当該使用料に 加算する。
- 第17条 前条の規定にかかわらず、市長は、共同住宅の2戸以上の住宅において、当該住宅に居住する者が1の専用装置(水道事業条例第2条第1号に規定する専用装置をいう。)により水の供給を受ける場合における共用装置の水に係る汚水以外の汚水に係る北部地域下水道の1月の使用料の額について、使用者の申請により、次項に規定する基本使用料の額及び第3項に規定する従量使用料の額の合計額に100分の105を乗じて得た額とすることができる。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 1月の基本使用料は、770円に戸数(共同住宅において、当該共同住宅 に居住する者が水の供給を受けている住宅の数をいう。以下同じ。)を乗 じて得た額とする。
- 3 1月の従量使用料は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 前条第4項の規定は、共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の 汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合に おいて、同項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるもの

とする。

- 第18条 共用装置の水に係る汚水に係る北部地域下水道の1月の使用料の額は、次項に規定する基本使用料の額及び第3項に規定する従量使用料の額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 1月の基本使用料は、98円に使用者数を乗じて得た額とする。
- 3 1月の従量使用料は、別表第4に掲げるとおりとする。
- 4 第16条第4項の規定は、共用装置の水に係る汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは、「第18条第1項」と読み替えるものとする。

第12条の見出し中「清掃」を「清掃等」に改め、同条前段中「公共ます」の右に「、宅地内に設置されるポンプ施設」を、「清掃」の右に「又は追加の工事」を加え、同条後段中「清掃」の右に「又は追加の工事」を加え、第3章中同条を第14条とする。

第11条を第13条とする。

第10条第1項中「者」の右に「及び許可を受けた事項を変更しようとする者」を加え、同条第2項中「第5条第2項から第5項まで」を「第7条第2項から第4項まで」に、「第7条」を「第9条」に改め、同条を第12条とする。

第9条第1項第2号中「第9条の8各号」を「第9条の10各号」に改め、 同項第3号中「第9条の9第1項各号」を「第9条の11第1項各号」に改め、 同条を第11条とする。

第8条を第10条とする。

第7条前段中「排水区域内において」を削り、同条に次の1項を加える。

2 北部地域下水道に限り、前項前段の規定による届出をした後に、特定環境保全公共下水道の管理に特別の費用を要する水質の汚水で別に定めるもの(水洗便所から排除されるものを除く。以下「特別汚水」という。)を

排除しようとする者は、別に定めるところにより、その旨を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするとき及び特別汚水の排除を やめようとするときも、同様とする。

第7条を第9条とする。

第2章中第6条を第8条とする。

第5条第1項中「(別に定める軽易なものを除く。第3項において同じ。)」, 「排水設備の設置及び構造に係る技術上の基準(以下「」及び「」という。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、別に定める軽易な修繕工事については、この限りでない。

第5条第3項中「排水設備工事」の右に「(別に定める軽易な修繕工事を除く。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該検査に要する費用は、別に定めるところにより、 指定下水道工事業者がこれを負担しなければならない。

第5条第4項中「,前項」を「,前項前段」に,「より前項」を「より同項前段」に改め、同条を第7条とする。

第4条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(排水設備の設置及び構造)

第6条 市長は、排水設備が別に定める排水設備の設置及び構造に係る技術上の基準(以下「設置等基準」という。) に適合しているかどうかについて、認定する。

第3条を第4条とする。

第2条中「下水道法(以下「法」という。)」を「法」に改め,第1章中同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(計画)

- 第2条 特定環境保全公共下水道は、次に定める計画に従って整備する。
 - (1) 区域計画 下水道法(以下「法」という。)第4条第1項に基づき認

可を受けた事業計画で定める区域とする。

(2) 施設計画 前号の区域計画に即応して,特定環境保全公共下水道の施設の整備及び築造を行う。

附則第2項中「第7条前段 | を「第9条第1項前段 | に改める。

附則第4項前段中「第13条から第19条まで」を「第15条,第19条から第22条まで、第24条及び第25条」に改め、同項後段中「第22条又は第24条」を「第28条又は第30条」に改める。

附則第6項前段中「第16条第1項から第3項まで」を「第21条第1項から 第3項まで」に改め、「かかわらず、」の右に「京北下水道に」を加える。

附則中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の前の見出しを削り、同項を第11項とし、同項の前に見出しとして「(関係条例の一部改正)」を付し、第9項の次に次の1項を加える。

(北部地域下水道に関する経過措置)

10 第21条第1項から第3項までの規定にかかわらず、北部地域下水道に井戸汚水等を排出する者については、当分の間、別に定めるところにより算定した水量をもって、その者に係る汚水排出量とみなす。この場合において、同条第4項中「第1項又は第2項」とあるのは「附則第10項」と、「使用水量」とあるのは「水量」とする。

別表第1中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

別表第2中「第14条関係」を「第19条関係」に改め、同表を別表第5とし、 別表第1の次に次の3表を加える。

別表第2(第16条関係)

汚 水 排 出 量	単 位	従量使用料
10立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分		130円
30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分		183
100立方メートルを超え,200立方メートルまでの部分	1 立方メートル	206

8 (議第59号)

200)立方	メー	トル	を超	<u>え</u> ,	500	立方	メー	トル	まて	ごの音	邓分
500	立 立	方	メ	_	<u> ۲</u>	ル	を	超	え	る	部	分

別表第3 (第17条関係)

汚 水 排 出 量	単 位	従量使用料
10立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え, 30立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの 部分		130
30立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え, 100立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量まで の部分		183
100立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	1立方メートル	206
200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、500立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分		226
500立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超 える部分		239

別表第4 (第18条関係)

汚 水 排 出 量	単 位	従量使用料
8立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を 超え,30立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排 出量までの部分		円 12
30立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を 超え, 100立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水 排出量までの部分		183
100立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量 を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚 水排出量までの部分	1立方メートル	206
200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量 を超え,500立方メートルに使用者数を乗じて得た汚 水排出量までの部分		226
500立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量 を超える部分		239

別表に次の3表を加える。

別表第6 (第23条関係)

汚 水 排 出 量	単 位	従量使用料
20立方メートルを超え、60立方メートルまでの部分		円 130
60立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分		183
200立方メートルを超え,400立方メートルまでの部分	1立方メートル	206
400立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部 分		226
1,000 立 方 メ ー ト ル を 超 え る 部 分		239

別表第7(第23条関係)

汚 水 排 出 量	単 位	従量使用料
20立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え, 60立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの 部分		130
60立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え, 200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量まで の部分		183
200立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、400立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分	1 立方メートル	206
400立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を超え、1,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量までの部分		226
1,000立方メートルに戸数を乗じて得た汚水排出量を 超える部分		239

別表第8 (第23条関係)

汚 水 排 出 量	単	位	従量使用料
16立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、60立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分			刊 12

60立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分		183
200立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量 を超え、400立方メートルに使用者数を乗じて得た汚 水排出量までの部分	1立方メートル	206
400立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量を超え、1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出量までの部分		226
1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た汚水排出 量を超える部分		239

附則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(関係条例の一部改正)

3 京都市公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市京北特定環境保全公共下水道条例」を「京都市特定環境保全公共下水道条例」に改める。

第11条の2第1項第2号中「第9条の8各号」を「第9条の10各号」に 改め、同項第3号中「第9条の9第1項各号」を「第9条の11第1項各 号」に改める。

4 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市京北特定環境保全公共下水道条例」を「京都市特定環境保全公共下水道条例」に改める。

5 京都市公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例の一部を次のように改正する。

本則中「第2条第4項」を「第2条第3項」に、「第1条の2第3項」

を「第1条第2項」に、「京都市京北特定環境保全公共下水道条例」を 「京都市特定環境保全公共下水道条例」に改め、「(法第2条第3項の規定 により適用される部分を除く。) |を削る。

6 京都市特定環境保全公共下水道公債償還基金条例の一部を次のように改 正する。

第1条中「京都市京北特定環境保全公共下水道条例」を「京都市特定環 境保全公共下水道条例 | に改める。

提案理由

北部地域特定環境保全公共下水道を設置する必要があるので提案する。